

1-2 測定結果の概要

【健康項目について】

カドミウム、シアン、鉛など人の健康に影響を及ぼす健康項目について、主要地点や発生源の立地等により汚染が懸念される56地点において調査した結果、全ての地点で環境基準を達成した。

健康項目環境基準達成状況

調査項目	河川		湖沼		海域		合計	
	a	b	a	b	a	b	a	b
カドミウム	15	0	1	0	4	0	20	0
全シアン	13	0	1	0	4	0	18	0
鉛	16	0	1	0	4	0	21	0
六価クロム	15	0	1	0	4	0	20	0
砒素	15	0	1	0	4	0	20	0
総水銀	15	0	1	0	4	0	20	0
アルキル水銀	—	—	1	0	—	—	1	0
P C B	4	0	1	0	—	—	5	0
ジクロロメタン	10	0	1	0	—	—	11	0
四塩化炭素	10	0	1	0	—	—	11	0
1,2-ジクロロエタン	10	0	1	0	—	—	11	0
1,1-ジクロロエチレン	10	0	1	0	—	—	11	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	10	0	1	0	—	—	11	0
1,1,1-トリクロロエタン	10	0	1	0	—	—	11	0
1,1,2-トリクロロエタン	10	0	1	0	—	—	11	0
トリクロロエチレン	10	0	1	0	—	—	11	0
テトラクロロエチレン	10	0	1	0	—	—	11	0
1,3-ジクロロプロペン	10	0	1	0	—	—	11	0
チウラム	10	0	1	0	—	—	11	0
シマジン	10	0	1	0	—	—	11	0
チオベンカルブ	10	0	1	0	—	—	11	0
ベンゼン	10	0	1	0	—	—	11	0
セレン	10	0	1	0	—	—	11	0
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	21	0	3	0	24	0	48	0
ふっ素	10	0	1	0	—	—	11	0
ほう素	12	0	1	0	—	—	13	0
1,4-ジオキサン	10	0	1	0	—	—	11	0
合計	27	0	3	0	26	0	56	0

a : 調査地点数、b : 環境基準を超過した地点数

【生活環境項目について】

(ア) 有機汚濁物質による汚れの度合いを表す生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）については、河川および湖沼では、全ての水域で環境基準を達成したが、海域では「有明海沖合」の1水域で環境基準を達成しなかった。

なお、生物化学的酸素要求量（BOD） または化学的酸素要求量（COD）等の項目に関する環境基準は、現在39河川（61水域）1湖沼（1水域）2海域（6水域）について、類型をあてはめて指定している。

BOD（COD）の環境基準達成状況

類型	河川（BOD）			湖沼（COD）			海域（COD）		
	c	d	e	c	d	e	c	d	e
A	30	30	100	1	1	100	2	1	50.0
B	14	14	100	—	—	—	3	3	100
C	11	11	100	—	—	—	1	1	100
D	4	4	100	—	—	—	—	—	—
E	2	2	100	—	—	—	—	—	—
合計	61	61	100	1	1	100	6	5	83.3

c：水域数、d：環境基準達成水域数、e：環境基準達成率（%）

(イ) 富栄養化の度合いを示す全窒素、全リンについては、海域の7水域中5水域で環境基準を達成した。達成できなかった水域は、湖沼では「北山ダム貯水池」の1水域、海域では「有明海」の2水域であった。

なお、全窒素・全リンの項目に関する環境基準は、1湖沼（1水域）2海域（7水域）について、類型をあてはめて指定している。

全窒素及び全リンの環境基準達成状況

類型	湖沼			海域		
	c	d	e	c	d	e
Ⅱ	—	—	—	4	3	75.0
Ⅲ	1	0	0	3	2	66.7
合計	1	0	0	7	5	71.4

(注) 全窒素及び全リンともに環境基準を満足している場合に、達成水域とした。

(ウ) 水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛及びノニルフェノールについては、河川の2水域で環境基準を達成した。

なお、水生生物の保全に係る環境基準は、2河川（2水域）について、類型をあらわすはめて指定している。

水生生物保全に係る環境基準達成状況

類型	河川		
	c	d	e
生物B	2	2	100

(注) 全亜鉛及びノニルフェノールともに環境基準を満足している場合に、達成水域とした。